

## 錦江町農業委員会 1月定例会会議録

○ 開催日時 令和3年1月25日(月) 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 出席委員(農業委員13人、農地利用最適化推進委員8人)

会長	1番	宿利原 勝吉
会長代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	徳永 哲朗
委員	4番	毛下 利美
委員	5番	鳥越 秀一
委員	6番	元丸 敏朗
委員	7番	寺田 郁哉
委員	8番	貫見 和洋
委員	9番	内菌 雄治
委員	10番	鍋 康博
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	宿利原 進
委員	13番	安水 純一
委員	14番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席委員

委員8番 貫見委員

農地利用最適化推進委員

○事務局職員 事務局長 落司 毅 書記 折久木 まり子・山下 知幸

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第41号

議案第42号

○事務局長	姿勢を正してください。一同礼。ただいまから1月の定例会を始めたいと思います。最初に憲章朗読を7番の寺田委員よろしく願いいたします。
○寺田委員	憲章朗読
○事務局長	ありがとうございました。続いて、会長の挨拶をお願いいたします。
○会長	皆さん、こんにちは。去年はコロナに始まってコロナで終わりましたが、今年もまだ継続中ですが、全員かからないように予防していただきますようお願いいたします。それでは、ただいまより令和3年1月、錦江町農業委員会の議事を開会いたします。貫見委員が欠席しておりますが、水流委員は後で来るということですので、よろしく願いいたします。それでは錦江町農業委員会会議規則第8条の規定による、総会は成立していることをお知らせします。それでは錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名議員に、12番宿利原委員と13番安水を指名いたしますので、よろしく願いいたします。次に「会務報告について」を議題とします。事務局から説明と報告をお願いいたします。
○事務局長	はい、それでは1ページを御覧いただきたいと思います。4日、仕事始め式がございました。続いて12日、県農業委員会職員研修会が鹿児島市で開催されたところです。13日、令和3年度当初予算の査定がございました。21日、現地調査、非農地証明を1件、田代地区を行っております。25日本日ですけれども、農業委員会1月の定例総会ということでございます。以上です。
○会長	ただいまの会務報告について質問等ありませんか。
○委員	無し
○会長	ないようですので以上で会務報告を終わります。それでは付議事項に入ります。議案第41号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請について」を議題とします。ここでお諮りいたします。資料のとおり、この議案は56筆の審議となっており、また農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、公平な審議を行うため貸し人、借り人の関係者である委員の退席を求めなければならない案件もあることから、6回に分けて審議したいと思いますが異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号675番から682番について、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは3ページでございます。まず675番、貸し人が〇〇さん、鹿屋市の方でございます。申請地につきましてはお目通し願います。貸し付けに関しましては、令和3年1月26日から令和12年12月14日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さん、笑喜自治会の方でございます。続いて676番から677番、貸し人が〇〇さん、笑喜自治会の方でございます。申請地はお目通し

	<p>をお願いいたします。貸し付けに関しましては、令和3年1月26日から令和12年12月14日まで、小作料金がそれぞれ〇〇円と〇〇円となっております。借り人は〇〇さんでございます。続いて678番から681番ですけれども、貸し人が〇〇さん、笑喜自治会の方でございます。申請地はお目通しをお願いいたしまして4筆で13,980㎡となっております。貸付に関しましては、令和3年1月26日から令和12年12月14日まで、小作料金につきましては〇〇円、〇〇円、〇〇円、〇〇円となっており、借り人は〇〇さんでございます。続いて682番、貸し人が〇〇さん、神川上自治会の方でございます。申請地はお目通し願ひまして、貸し付けに関しましては令和3年1月26日から令和5年12月14日まで、小作料金は3年目から〇〇円ということでございます。借り人は〇〇さん、神川上自治会の方でございます。以上です。</p>
○会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、675番から681番の担当は私でございますので、私のほうで報告をいたします。〇〇さんは大根と高菜を作っておりますが、息子さんもそばにありまして、息子さんが牛の生産をしながら、一緒に大根づくりなんかをやっております。〇〇さんは畑の状態も全て錦江町の定める条件をクリアしておりますので何ら問題がないかと思います。次に、682番について徳永委員の報告をお願いいたします。</p>
○徳永委員	<p>はい報告いたします。〇〇さんは24歳ですが、2年前から自宅の田んぼ畑を引き継ぎまして、今一生懸命頑張っている若い青年です。この場所は3年目から〇〇円となっておりますが、遊休農地として、田んぼが荒れておりました。そこに野菜の育苗ハウスを作るということで、荒地の整地にかかる費用を2年間無償にすると。3年目から〇〇円支払うという対応で合意しまして契約した内容です。既に整地に入っておりますけれども、入ったというのは、育苗の関係ですね。私のほうで入ってもいいということで今、整地に入っております。本人は先ほど言ったとおり、意欲である青年ですので、何ら問題ないと思っております。よろしく願ひします。</p>
○会長	<p>ありがとうございました。事務局の説明並びに担当員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号675番から682番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>無し</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがって、受付番号675番から682番については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号683番から715番について審議いたします。説明をお願いいたします。</p>
○事務局長	<p>はいそれでは説明をさせていただきます。まず683から685番ですけれども貸し人が、〇〇さん、上之宇都自治会の方でございます。申請地はお目通しい</p>

ただきまして、3筆で12,192㎡となっております。貸し付けに関しましては、令和3年1月26日から令和7年12月14日まで、小作料金は、それぞれ〇〇円、〇〇円、〇〇円となっております。借り人につきましては〇〇さんでございます。4ページをお開きいただきしたいと思います。686番から690番ですが、貸し人が〇〇さん、神川新町自治会の方でございます。申請地につきましてはお目通し願ひまして、5筆で9,061㎡となっております。貸し付けに関しましては、令和3年1月26日から令和7年12月14日までとなっております。小作料金につきましては分けてございますのでお目通し願ひます。借り人は先ほどと同じく〇〇さんでございます。続いて691番から696番でございます。貸し人は〇〇さん、中園自治会の方でございます。申請地につきましては6筆でございます。6筆合わせて22,030㎡となっております。貸し付けに関しましては令和3年1月26日から令和7年12月14日までとなっております。小作料金についてもお目通し願ひます。借り人につきましては〇〇さんとなっております。続いて697番ですが、貸し人が〇〇さん、上之宇都自治会、申請地はお目通し願ひまして、貸付が令和3年1月26日から令和7年12月14日まで、借り人は〇〇ということでございます。続いて5ページ、698番ですが貸し人が〇〇さん、塩屋自治会でございます。申請地はお目通し願ひまして、貸付が令和3年1月26日から令和7年12月14日まで、小作料金は〇〇円となっております。借り人は〇〇ということでございます。続いて699番から704番でございますが、貸し人が〇〇さん、笹原自治会の方でございます。申請地はお目通し願ひまして、合わせて15,332㎡となっております。貸し付けに関しましては、令和3年1月26日から令和7年12月14日までとなっております。小作料金についてもお目通し願ひます。借り人は〇〇でございます。続いて705番から709番ですが、貸し人が〇〇さん、瀬戸山自治会の方でございます。申請地はお目通し願ひます。合わせて9,469㎡となっております。貸し付けに関しましては令和3年1月26日から令和7年12月14日までとなっております。小作料金もお目通し願ひます。借り人は〇〇となっております。続いて711番から715番ですけれども、貸し人が〇〇さん、上之宇都自治会の方でございます。申請地につきましてはお目通し願ひます。貸し付けに関しましては、令和3年1月26日から令和7年12月14日までとなっております。小作料金のほうもお目通し願ひます。借り人は〇〇となっております。以上です。

○会長	ただいま説明がありましたが、受付番号683番から715番について、本釜委員の報告をお願いいたします。
○本釜委員	はい、報告いたします。受付番号683番から715番の借り人の〇〇さんは、〇〇の組合長をされております。今回の案件は高収益交付金の関係で利用権を結んだところであります。組合さんの圃場は、どこもきれいに管理されており、何ら問題ないかと思われます。どうぞよろしく願ひいたします。以上です。
○会長	事務局の説明並びに担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。

○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号 683 番から 715 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがって、受付番号 683 番から 715 番については原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号 716 番から 726 番について審議いたします。説明をお願いいたします。
○事務局長	はいそれでは 716 番と 717 番についてですが、貸し人が〇〇さん、厚ヶ瀬自治会の方でございます。申請地については 2 筆ございます。お目通し願います。貸し付けに関しましては、令和 3 年 1 月 26 日から令和 5 年 12 月 14 日まで、小作料金は合わせて〇〇円となっております。借り人は〇〇さん、鹿屋市の方でございます。続いて 718 番と 719 番ですが、貸し人が〇〇さん、早瀬自治会の方でございます。申請地のほうは 2 筆ございます。お目通し願います。貸し付けに関しましては令和 3 年 2 月 1 日から令和 6 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金につきましては全部で〇〇円ということでございます。借り人は〇〇さん、盤山自治会の方でございます。続いて 720 番ですが、貸し人が〇〇さん、宮崎県の方でございます。申請地はお目通し願います。貸し付けに関しましては令和 3 年 2 月 1 日から令和 12 年 12 月 14 日までとなっております。小作料金につきましては〇〇となっております。借り人は〇〇さんでございます。続いて 7 ページに移っていただいて、721 番、貸し人が〇〇さん、鶴園自治会の方でございます。申請地につきましてはお目通し願います。貸し付けに関しましては令和 3 年 2 月 1 日から令和 12 年 12 月 14 日まで、小作料金につきましては〇〇となっております。借り人は〇〇さんでございます。続いて 722 番と 723 番ですが、貸し人が〇〇さん、鹿児島市の方でございます。申請地につきましては 2 筆ございます。お目通しを願います。貸し付けに関しましては、令和 3 年 1 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円、借り人は〇〇さん、山下自治会の方でございます。続いて、724 番と 725 番ですが貸し人が〇〇さん、辺志切自治会の方でございます。申請地は 2 筆ございます。お目通し願います。貸し付けに関しましては令和 3 年 1 月 26 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金は全部で〇〇円となっております。借り人は、〇〇でございます。726 番ですが、貸し人が〇〇さん、辺志切自治会の方でございます。申請地はお目通し願います。貸付に関しましては、令和 3 年 1 月 26 日から令和 8 年 12 月 14 日まで、小作料金は〇〇円。借り人は〇〇となっております。以上です。
○会長	ただいま事務局の説明がありましたが、受付番号 716 番と 717 番は継続ですが、宿利原委員の報告をお願いいたします。
○宿利原委員	716 番、717 番は、継続案件でありまして何ら問題ないと思っておりますので、よろしく願います。

○会長	ありがとうございました。続いて受付番号 718 番から 721 番について坂元委員の報告をお願いいたします。
○坂元委員	報告します。これらの農地は、以前から〇〇さんが借りて耕作しております。利用権の設定もしていたのですが、継続の手続きをしなかったことから今回、改めて利用権の設定をするもので、新規契約となります。〇〇さんはお茶の専業農家で、認定農業者の後継者とともに大規模に経営されており、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。
○会長	ありがとうございました。続いて受付番号 722 番から 723 番について、折小野推進報告をお願いいたします。
○折小野推進委員	722 番と 723 番の借り主は〇〇です。案件の場所が田代麓、表木集落内でございます。ちょっと山手のほうに入ったところですけど、〇〇さんは、若いながら育成牛を主に頑張っているらしいです。50 頭規模の事業です。今まで借りている。借地もほぼ作付けも終わっており、管理もよくなっております。何ら問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。
○会長	ありがとうございました。続いて受付番号 724 番から 726 番について、弓指推進報告をお願いいたします。はい。
○弓指推進委員	〇〇さんと〇〇さんは、もう年もいったので、農業しにくいということで〇〇さんに借りてくださいということです。何ら問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。
○会長	ただいま事務局の説明と、担当委員の報告がありましたが質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号 716 番から 726 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号 716 番から 726 番については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて受付番号 727 番について審議いたしますので、〇〇推進委員の退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	それでは、727 番の説明をさせていただきます。貸し人は〇〇さん、岩崎自治会の方でございます。申請地はお目通し願いまして、貸付が令和 3 年 1 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日まで。小作料金については〇〇となっております。借り人は〇〇さん、岩崎自治会の方でございます。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、毛下委員の報告をお願いいたします。
○毛下委員	はい、報告します。〇〇さんは最適化推進委員で活躍されておりますので問題ないと思いますが、田んぼのほうもきれいに耕運されておりましたので、よろしく申し上げます。

○会長	ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号 726 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号 727 番については原案のとおり許可することに決定しました。ここで○○推進委員の入室を認めます。続いて、受付番号 728 番について審議いたしますが、関係者である○○委員の退席をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はい、それでは 728 番です。貸し人が○○さん、塩屋自治会の方でございます。申請地はお目通し願いますが、地籍について、1,089 m <sup>2</sup> のうち 3,313 m <sup>2</sup> を利用権設定ということでございます。貸し付けに関しましては、令和 3 年 1 月 26 日から令和 7 年 12 月 14 日まで、小作料金が○○円、借り人は○○でございます。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、山中推進委員の報告をお願いいたします。
○山中推進委員	説明します。○○さんは農業委員の○○さんの○○で、借りられるのは○○さんで、これは何ら問題がないかと思えます。よろしく願います。
○会長	事務局の説明並びに担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号 728 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号 728 番については、原案のとおり許可することに決定しました。ここで○○委員の入室を認めます。続いて受付番号 729 番から 730 番について審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局長	はい 729 番について説明します。貸し人が○○さん、表木自治会の方でございます。申請地はお目通し願いまして、貸し付けに関しましては、令和 3 年 2 月 28 日から令和 13 年 2 月 27 日までとなっており、小作料金については○○円。借り人は公社でございます。最後に 730 番、貸し人が○○さん、鹿屋市の方でございます。申請地はお目通し願いまして、貸付に関しましては、令和 3 年 2 月 28 日から令和 13 年 2 月 27 日まで、小作料金が○○円となっております。借り人については公社となっております。そのあとの借り人については、A3 の調査票で確認をしていただきたいと思います。以上です。
○会長	ただいま説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し

○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。受付番号 729 番から 730 番については、原案のとおり決定。することに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、受付番号 729 番から 730 番については原案のとおり決定しました。次に議案第 42 号非農地証明願について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	はいそれではまず 9 ページを御覧いただきたいと思います。受付番号は 10 番でございます。申請日は令和 2 年 12 月 16 日、申請人は〇〇さん、盤山自治会の方でございます。申請については 2 筆ございますので、お目通し願います地籍のほうだけ、1 筆目が 1,745 ㎡、2 筆目が 2,033 ㎡となっております。現況図等につきましても、次の 10 ページ、11 ページ、12 ページにございますので、確認していただきたいと思います。鶏舎のある北西側の土地になるかと思えます。説明は以上で終わりたいと思います。
○会長	続いて、坂元委員の調査報告をお願いいたします。
○坂元委員	報告します。先ほどの会務報告でもありましたとおり、1 月 21 日に事務局職員 3 名との最適化推進委員の横原さんの 5 名で、当該農地の現地確認を行いました。これらの土地はブロイラー鶏舎を挟むように隣接していて、鶏舎の手前が原野で、奥のほうは山林となっております、長年、農地利用をされていません。今回、ブロイラー鶏舎の売却を計画していて、これらを鶏舎の売却に合わせて一括で売却したいとのことようです。協議の結果、これらの土地は農地として再利用することは極めて困難であると判断し、非農地とすることもいたし方ないとしたところであります。以上、報告を終わります。
○会長	ただいま事務局の説明と担当委員の報告ありましたが、質疑はありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決いたします。お諮りします。議案第 42 号については、原案のとおり決定する。ことに異議ありませんか。
○委員	無し
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案。第 42 号については、原案のとおり決定しました。以上で令和 3 年 1 月、錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局長	本日はご苦労さまでした。 姿勢を正してください。一同礼。ご苦労さまでした。

錦江町農業委員会会議規則第 23 条第 2 号の規定により署名する。

会 長

12 番

13 番

議事録調整者 落司 毅